

千葉県食品衛生関係行政処分等取扱要領

1 趣旨

この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）に基づく処分等の方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により行っている営業（以下「なお従前の例により行っている営業」という。）の処分等については、当面の間、別表第3のとおり施行前の改正食品衛生法（以下「旧法」という。）の条文を適用するものとする。

2 廃棄命令

- (1) 法第59条（旧法第54条）の規定による廃棄命令については、法に違反する食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃ（以下「違反食品等」という。）の再製、転用等が不適当なときに行うものとする。
- (2) 法に違反した者（以下「違反者」という。）から違反食品等を廃棄等のため移動する旨の申し出があったときは、保健所長は食品衛生監視員をして数量等を確認の上、千葉県食品衛生法施行細則第6条第2項の規定に準じて封紙を張り、密封して移動をさせるものとし、移動先が他県等の場合は、医療衛生部長を経由して、他県等に必要な措置を依頼するものとする。
- (3) 廃棄命令したときは、違反者に廃棄したことを証する書面の提出を求め、廃棄数量等を確認すること。

ただし、書面による証明が得られない場合にあつて、物品の保管場所が市内にあるときは保健所長は食品衛生監視員をして廃棄の事実を確認するものとし、市内にないときは、医療衛生部長を経由し、当該場所を管轄する自治体に廃棄の確認を依頼するものとする。

3 危害を除去するために必要な処置の命令

法第59条（旧法第54条）の規定による危害を除去するために必要な処置の命令は次のとおり行うものとする。

(1) 回収又は移動禁止命令

違反食品等が広域に流通し、その回収に相当の日数を要するとき又は試験検査を必要と判断したときは、回収命令又は移動禁止命令を行い、その後に廃棄命令等必要な処分を行うものとする。

(2) 販売禁止命令及び使用禁止命令

再生又は転用が可能な違反食品等について、違反者から、書面による再製又は転用の申し出があり、これを保健所長が適当と認めたときは販売禁止命令及び使用禁止命令を行うものとし、その後次に掲げる事項を確認したときは、これを解除するものとする。

ア 再製

再製品について、違反者から法に基づく基準に適合していることを証する書面の提出を求

め、これを保健所長が適当と認めたとき。

イ 転用

転用したことを証する書面の提出を求め、これを保健所長が認めたとき。

ウ 任意廃棄

販売禁止命令又は使用禁止命令を行った違反食品等について、違反者から書面による廃棄の申し出があり、これが確実に行われたことを保健所長が確認したとき。

(3) 改善命令

食品、添加物、器具、容器包装又はおもちゃの規格基準に適合するよう改善する必要があると認めるとき、その他改善の必要があると認めるときに期限を定めて行うものとする。

4 営業の停止命令

法第60条又は第61条（旧法第55条又は第56条）の規定による営業の停止命令の日数は、営業等の全部又は一部について、次に掲げる事項の標準的な日数を勘案した別表第1又は第2に定める基準によるものとする。

(1) 原因の究明及び除去に要する日数

(2) 千葉県食品衛生法施行条例別表第1又は2に定める基準（以下「施設基準」という。）の遵守に要する日数

(3) 施設及び機械器具等の管理保全の遵守に要する日数

(4) 従事者の教育及び上記以外の食品衛生法施行規則別表第17若しくは別表第18に定める基準の遵守に要する日数

(5) 違反食品等の回収に要する日数

(6) その他必要な措置に要する日数

5 営業の禁止命令

(1) 法第60条又は第61条（旧法第55条又は第56条）の規定による営業の禁止命令は、次のいずれかの場合であって、処分の時点で汚染の機序等、違反の原因が明確でないとき、又は営業等の停止期間が10日を超えるときは、営業の全部又は一部について行うものとする。

ア 食中毒事件で500名を超える患者が発生し、また、そのおそれがあるとき。

イ 死者が発生したとき。

ウ その他必要と認めるとき。

(2) 営業の禁止処分の継続中にその禁止事由が消滅したときは、これを解除するものとする。

(3) 前2項の規定により営業の禁止又は停止を行う場合であって、営業の範囲（一部若しくは全部）を限定するときは、違反の規模及び内容により危害排除の実効を伴うようにすること。

6 営業許可の取消命令

法第60条又は第61条（旧法第55条又は第56条）の規定による営業許可の取消しは、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 保健所長は次に掲げる事項に該当するときは、その状況等を証する書面を添えて保健福祉局

長に上申するものとする。

ア 違反が悪質で、改善の意思がなく、営業を継続させることが不相当であると認められるとき。

イ 危害発生が継続していると認められるとき。

ウ 法第55条（旧法第52条）第2項第1号又は第3号の基準に該当するに至ったとき。

（2）保健福祉局長は前項の上申書を受理し、その措置が適当であると認めるときは、必要な手続きを経て営業許可の取消しを行うものとする。

7 営業許可施設の整備改善命令

法第61条（旧法第56条）の規定に基づく改善命令は、施設基準に合致させるため整備改善が必要な場合に、期間を定めて行うものとする。

8 聴聞の開催等

不利益処分を行おうとするときは、違反者について、次の各号のいずれかの区分により、意見陳述のための手続を執るものとする。ただし、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項の各号に該当するときはこの限りでない。

（1）聴聞

ア 営業許可の取消しをしようとするとき。

イ その他必要と認めるとき。

（2）弁明の機会の付与

前号に該当しないとき。

9 行政処分命令書

行政処分は、別表第3に定めるものについては、それぞれ定める様式をもってこれを行う。

また、法第60条又は第61条（旧法第55条又は第56条）の規定による処分のうち、許可の取消しを必要と認めるときの上申は、様式第10号をもって行うものとする。

10 告発

保健所長は、法第81条から第83条まで、第85条第1項から第3項まで及び第87条に規定する罰則を適用する必要があると認めるときは告発を行うものとする。

11 その他

この要領に定めのない事項は、医療衛生部長と別途協議するものとする。

附 則

この要領は、平成2年9月11日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年6月1日から施行する。

別表第1 食品衛生法の規定に基づく行政処分の基準

(令和3年6月1日以降に取得した法第55条第1項の規定による許可営業及び法第57条第1項の規定による届出営業)

違反条項	違反内容	適用法条	処分期間	
第6条 (第68条第1項・第2項準用含)	1号	腐敗・変敗又は未熟なもの	第60条	1～10日間の営業停止
	2号	有毒・有害物質の混入・付着又は疑い	第60条	1～10日間の営業停止
	3号	病原微生物による汚染又は疑い	第60条	1～10日間の営業停止
	4号	不潔・異物の混入	第60条	1～5日間の営業停止
第7条 第1項～第3項	新開発食品の販売禁止	第60条	1～10日間の営業停止	
第8条 第1項	指定成分等含有食品による健康被害等情報の届出義務違反	第60条	1～10日間の営業停止	
第9条 第1項 (第68条第1項準用含)	特定の食品等の販売等の禁止	第60条	1～10日間の営業停止	
第10条 第1項	病肉等の販売及び輸入	第60条	3～10日間の営業停止	
第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入	第60条	1～10日間の営業停止	
第12条(第68条第1項準用含)	添加物等の販売等の制限	第60条	3～10日間の営業停止	
第13条 第2項 (第68条第1項・第2項準用含)	基準規格に合わない食品の製造販売	第60条	1～10日間の営業停止	
	同上 添加物の製造販売	第60条	3～10日間の営業停止	
第13条 第3項	一定量を超える量の農薬等が残留する食品の製造販売等	第60条	1～10日間の営業停止	
第16条 (第68条第1項・第3項準用含)	有毒器具の販売等	第60条	1～7日間の営業停止	
第17条第1項 (第68条第1項・第3項準用含)	特定の器具等の販売等の禁止	第60条	1～7日間の営業停止	
第18条 第2項 (第68条第1項・第3項準用含) 第18条 第3項 (第68条第3項準用含)	基準規格に合わない器具等の製造販売	第60条	1～7日間の営業停止	
第19条 第2項 (第68条第1項準用含)	表示がないものの販売等	第60条	1～2日間の営業停止	
第20条 (第68条第1項準用含)	虚偽の又は誇大な表示又は広告	第60条	1～5日間の営業停止	
第25条 第1項 (第68条第1項・第3項準用含)	検査合格表示を附さないでの販売等	第60条	1～5日間の営業停止	

第26条 第4項 (第68条第1項準用含)	検査結果の通知を受ける前の販売等	第60条	1～5日間の営業停止
第48条 第1項 (第68条第1項準用含)	食品衛生管理者の設置義務	第60条	設置されるまでの間の営業停止
第50条 第2項 (第68条第1項準用含)	公衆衛生上講ぜられた基準の遵守義務	第60条	1～5日間の営業停止
第51条 第2項 (第68条第3項準用含)	営業施設の公衆衛生上必要な措置の基準の遵守義務	第60条	1～3日間の営業停止
第52条 第2項	器具又は容器包装を製造する営業施設の公衆衛生上必要な措置の基準の遵守義務	第60条	1～3日間の営業停止
第53条 第1項	器具又は容器包装の販売説明義務違反	第60条	1～3日間の営業停止
第54条 (第68条第1項・第3項準用含)	営業施設の業種別基準	第61条	設備が改善されるまでの間の営業停止
第55条 第3項 (第68条第1項準用含)	許可条件違反	第60条	1～3日間の営業停止

別表第2 食品衛生法の規定に基づく行政処分の基準

(食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条の規定により、なお従前の例により行っている営業)

違反条項	違反内容	適用法条	処分期間	
第6条 (第62条第1項・第2項準用含)	1号	腐敗・変敗又は未熟なもの	第55条	1～10日間の営業停止
	2号	有毒・有害物質の混入・付着又は疑い	第55条	1～10日間の営業停止
	3号	病原微生物による汚染又は疑い	第55条	1～10日間の営業停止
	4号	不潔・異物の混入	第55条	1～5日間の営業停止
第7条 第1項～第3項	新開発食品の販売禁止	第55条	1～10日間の営業停止	
第8条 第1項	指定成分等含有食品による健康被害等情報の届出義務違反	第55条	1～10日間の営業停止	
第9条 第1項 (第62条第1項準用含)	特定の食品等の販売等の禁止	第55条	1～10日間の営業停止	
第10条 第1項	病肉等の販売及び輸入	第55条	3～10日間の営業停止	
第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入	第55条	1～10日間の営業停止	
第12条(第62条第1項準用含)	添加物等の販売等の制限	第55条	3～10日間の営業停止	
第13条 第2項 (第62条第1項・第2項準用含)	基準規格に合わない食品の製造販売	第55条	1～10日間の営業停止	
	同上 添加物の製造販売	第55条	3～10日間の営業停止	
第13条 第3項	一定量を超える量の農薬等が残留する食品の製造販売等	第55条	1～10日間の営業停止	
第16条 (第62条第1項・第3項準用含)	有毒器具の販売等	第55条	1～7日間の営業停止	
第17条第1項 (第62条第1項・第3項準用含)	特定の器具等の販売等の禁止	第55条	1～7日間の営業停止	
第18条 第2項 (第62条第1項・第3項準用含) 第18条 第3項 (第62条第3項準用含)	基準規格に合わない器具等の製造販売	第55条	1～7日間の営業停止	
第19条 第2項 (第62条第1項準用含)	表示がないものの販売等	第55条	1～2日間の営業停止	
第20条 (第62条第1項準用含)	虚偽の又は誇大な表示又は広告	第55条	1～5日間の営業停止	
第25条 第1項 (第62条第1項・第3項準用含)	検査合格表示を附さないでの販売等	第55条	1～5日間の営業停止	

第26条 第4項 (第62条第1項準用含)	検査結果の通知を受ける前の販売等	第55条	1～5日間の営業停止
第48条 第1項 (第62条第1項準用含)	食品衛生管理者の設置義務	第55条	設置されるまでの間の営業停止
第50条 第2項 (第62条第1項準用含)	公衆衛生上講ぜられた基準の遵守義務	第55条	1～5日間の営業停止
第50条の2 第2項 (第62条第3項準用含)	営業施設の公衆衛生上必要な措置の基準の遵守義務	第55条	1～3日間の営業停止
第50条の3 第2項	器具又は容器包装を製造する営業施設の公衆衛生上必要な措置の基準の遵守義務	第55条	1～3日間の営業停止
第50条の4 第1項	器具又は容器包装の販売説明義務違反	第55条	1～3日間の営業停止
第51条 (第62条第1項・第3項準用含)	営業施設の業種別基準	第56条	設備が改善されるまでの間の営業停止
第52条 第3項 (第62条第1項準用含)	許可条件違反	第55条	1～3日間の営業停止

別表第3

行政処分	適用 ※1	適用 ※2
物品の廃棄命令	様式第1-1号	様式第1-2号
改善命令	様式第2-1号	様式第2-2号
食品の販売禁止又は使用禁止命令	様式第3-1号	様式第3-2号
食品の販売禁止又は使用禁止命令の解除	様式第4号	
営業等の停止命令	様式第5-1号	様式第5-2号
営業等の禁止命令	様式第6-1号	様式第6-2号
営業等の禁止命令の解除	様式第7号	
食品営業許可取消命令	様式第8-1号	様式第8-2号
その他の措置命令	様式第9-1号	様式第9-2号

※1：令和3年6月1日以降に取得した法第55条第1項の規定による許可営業及び法第57条第1項の規定による届出営業

※2：なお従前の例により行っている営業